

2026 年 8 月

お客さま 各位

飛 驒 信 用 組 合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種規定改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、当組合は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを進めており、その一環として、すでにご案内しております「手形・小切手の最終振出期限の設定」と「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了」に伴い、当座勘定規定等の関連規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用いたしますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定する規定

- （1）当座勘定規定
- （2）普通預金規定
- （3）納税準備預金規定
- （4）通知預金規定
- （5）定期預金共通規定
- （6）定期積金規定
- （7）代金取立規定

3. 改定内容 <変更箇所のみ記載>

(1) 当座勘定規定

現 行	改定後
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2)～(4) 略	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u> (2)～(4) 略
7. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)～(4) 略	7. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> (2)～(4) 略
8. (手形、小切手用紙等) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(7) 略	8. (手形、小切手用紙等) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(7) 略

現 行	改定後
18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 略	18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 略
19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 略	19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令2026月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 略
約束手形用法 1～2 略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4～7 略 <u>8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u> <u>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u>	約束手形用法 1～2 略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4～7 略 <u>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u>

現 行	改定後
為替手形用法 1～3 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5～9 略 10. 手形用紙は、<u>当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> 11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	為替手形用法 1～3 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5～9 略 10. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
小切手用法 1 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。 3～7 略 8. 小切手用紙は、<u>当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	小切手用法 1 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払を拒絶することができます。</u> 3～7 略 8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

(2) 普通預金規定

現 行	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 略	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u> (2) ～ (5) 略

(3) 納税準備預金規定

現 行	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 略	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u> (2) ～ (5) 略

(4) 通知預金規定

現 行	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または</u>

	<u>小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>
(2) 略	(2) 略

(5) 定期預金共通規定

現 行	改定後
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人および支払場所が当組合である手形・小切手であっても、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>
(2) 略	(2) 略

(6) 定期積金規定

現 行	改定後
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。</u>
(2) 略	(2) 略

(7) 代金取立規定

現 行	改定後
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振出された、当組合を支払場所とする手形または当組合を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>
	1 1. (規定の変更) <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

以上

【お問い合わせ先】

お客様相談室

電話番号：0120-36-4501

受付時間：平日 9：00～17：00